

特別リスナー会員規約

第1条 目的

1. 本規約は、公益社団法人セントラル愛知交響楽団（以下、当団といいます）の特別リスナー会員に適用されます。
2. 会員は、本規約を遵守いただきます。
3. 会員が本規約に違反した場合、当団は、会員資格を取り消すことができます。この場合、会員の特典は、その時点で失効し、会費は返金いたしません。
4. 当団は、合理的な範囲・方法により、登録者個別の承諾を得ることなく本規約を適宜変更でき、会員は予めこれを承諾するものとします

第2条 入退会

1. メール、電話、チケットサービスから、入会の申込を行い、別途定めた会費を支払い、当団が入会を認めた場合に入会できます。会員の有効期間は、当団が認めた日から1年間とします。
2. 有効期間満了前に、メール、電話、チケットサービスから継続手続きを行い、会費を払った場合、有効期間は、元の有効期間満了日翌日から1年間となります。
3. 会員は、チケットサービス、メール、電話で当団に連絡することにより、いつでも退会できます。この場合、会費は返金いたしません。また、退会以降は、会員の特典は利用できません。

第3条 会員特典

1. 会員番号を付した、会員証を発行します。特典の利用には、会員番号が必要になる場合があります。
2. 会員には、以下の特典があります。
 - 1) 主催公演へご招待いたします。（8回程度、口数分の席数／対象公演および座席は当方にて指定させていただきます。）
 - 2) 定期演奏会等プログラムにご芳名を掲載させていただきます。（匿名も可）
 - 3) 主催公演については優先予約・チケットの会員割引が受けられます。
 - 4) 公演および活動状況をご案内いたします。

第3条 招待チケットの取得方法

ご招待可能な演奏会の一覧と申込用紙を年度単位にお送りします。

ご希望される場合、各演奏会のお申込み期間に、必要事項を、当団宛 FAX・電話・メールでご連絡ください。普通郵便でチケットをお送りします。

同行される方のチケットなどが必要な場合、申込時にその旨ご連絡ください。チケット料金の支払い方法など、当団より電話などでご連絡さしあげます。

第4条 禁止事項

以下の行為は、禁止されています。

- 1) 招待チケットを、転売すること。

第4条 発行及び発効

この規定は 2022年12月1日に発行し、同日より効果を発揮するものとします